

東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン
 主な変更・追加点

処理内容	主な変更・追加点
新様式の追加 ※別添追加資料 参照	<p>< 様式一覧 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 様式第1号「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼届出書」 ② 様式第24号「世帯状況・収入等申告書（裏面同意書）」 ③ 申請内容変更届出書 ④ 受給者証等再交付申請書 ⑤ 様式第17号「計画相談支援給付費支給申請書」 ⑥ 様式第18号「計画相談支援依頼（変更）届出書」 ⑦ 別紙1「申請者の現状（基本情報）」 ⑧ 別紙2「申請者の現状（基本情報）【現在の生活】」 ⑨ 「サービス等利用計画案」 ⑩ 「サービス等利用計画案【週間計画表】」 ⑪ 「サービス等利用計画」 ⑫ 「サービス等利用計画【週間計画表】」 ⑬ 「サービス等利用計画案(セルフプラン①)」 （裏面「サービス等利用計画案(セルフプラン②)【週間計画表】」） ⑭ 「モニタリング報告書（継続サービス利用支援）」 ⑮ 「継続サービス等利用計画【週間計画表】」 ⑯ 児の居宅介護サービス支援機関意見書 ⑰ 就労アセスメント結果表 ⑱-1 非定型ケースに関する審査会資料（概況報告票） ⑱-2 非定型ケースに関する審査会資料（重度訪問介護等に関する審査会資料） ⑲ 標準利用期間満了後の更新聴き取り票 ⑳-1 就労継続支援A型事業の暫定支給決定に代わる事前アセスメント報告書（別紙1） ⑳-2 事前アセスメント日報（別紙2） ㉑ 「原則の日数」を超える支給決定が必要な理由書 ㉒ 「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用のための申立書」 ㉓ <u>医師診断書（雛形）（共同生活援助利用者の通院にかかる診断書）</u> ㉔ <u>重度訪問介護同行支援申請書</u> ㉕ <u>障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）</u> ★ 様式共-1「地域生活支援事業利用(変更)申請書兼利用者負担上限額減額・免除(変更)」

下線追加 取消線削除	<p>第1章 支給決定の基本的な取扱い</p> <p>8 支給決定の有効期間の開始日</p> <p>支給決定については、申請の種類によって原則、以下のとおりとなります。</p> <p>【注意】 <u>申請書を提出しても、不備や記入漏れがあると申請を受理できない場合や、確認のため手続きに時間がかかる場合があります。また、要件を満たさない場合にはサービスの支給決定ができないことがあります。予めご了承ください。</u></p> <p><有効期間の開始日></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">申請の種類</th> <th colspan="2">支給決定の有効期間の開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新規</td> <td style="width: 30%;">障害支援区分</td> <td>認定審査会の日以降（2人派遣等は除く）</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス 地域移行支援、地域定着支援 地域生活支援事業 <u>（障害児）障害福祉サービス</u></td> <td>受付日から7日以降の希望の日 —（2人派遣等は除く）— 例）受付日：2月1日（金）— 開始日：2月8日（金）— <u>障害支援区分認定調査項目（80項目*）、勘案事項整理票に基づく調査日以降の希望する日</u> <u>※児童の場合は、簡易な調査項目（5領域11項目）に基づき調査を行います。</u></td> </tr> <tr> <td>計画相談支援、就労定着支援</td> <td>受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から）</td> </tr> <tr> <td>—（障害児）障害福祉サービス—</td> <td>受付日から7日以降の日（要訪問調査）—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更</td> <td>障害福祉サービス （計画相談支援含む） 地域生活支援事業</td> <td>受付日の属する月の翌月1日、または受付月の1日から （2人派遣等は除く） ＜例外＞ 短期入所の日数変更は受付月から変更可能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>負担額</u> <u>変更</u></td> <td><u>障害福祉サービス</u> <u>地域生活支援事業</u></td> <td><u>受付日の属する月の翌月1日</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">追加</td> <td>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所</td> <td>受付日から7日以降の希望の日 （2人派遣等は除く）</td> </tr> </tbody> </table>	申請の種類	支給決定の有効期間の開始日		新規	障害支援区分	認定審査会の日以降（2人派遣等は除く）	障害福祉サービス 地域移行支援、地域定着支援 地域生活支援事業 <u>（障害児）障害福祉サービス</u>	受付日から7日以降の希望の日 —（2人派遣等は除く）— 例）受付日：2月1日（金）— 開始日：2月8日（金）— <u>障害支援区分認定調査項目（80項目*）、勘案事項整理票に基づく調査日以降の希望する日</u> <u>※児童の場合は、簡易な調査項目（5領域11項目）に基づき調査を行います。</u>	計画相談支援、就労定着支援	受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から）	—（障害児）障害福祉サービス—	受付日から7日以降の日（要訪問調査）—	変更	障害福祉サービス （計画相談支援含む） 地域生活支援事業	受付日の属する月の翌月1日、または受付月の1日から （2人派遣等は除く） ＜例外＞ 短期入所の日数変更は受付月から変更可能	<u>負担額</u> <u>変更</u>	<u>障害福祉サービス</u> <u>地域生活支援事業</u>	<u>受付日の属する月の翌月1日</u>	追加	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所	受付日から7日以降の希望の日 （2人派遣等は除く）
申請の種類	支給決定の有効期間の開始日																					
新規	障害支援区分	認定審査会の日以降（2人派遣等は除く）																				
	障害福祉サービス 地域移行支援、地域定着支援 地域生活支援事業 <u>（障害児）障害福祉サービス</u>	受付日から7日以降の希望の日 —（2人派遣等は除く）— 例）受付日：2月1日（金）— 開始日：2月8日（金）— <u>障害支援区分認定調査項目（80項目*）、勘案事項整理票に基づく調査日以降の希望する日</u> <u>※児童の場合は、簡易な調査項目（5領域11項目）に基づき調査を行います。</u>																				
	計画相談支援、就労定着支援	受付日から （ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から）																				
	—（障害児）障害福祉サービス—	受付日から7日以降の日（要訪問調査）—																				
変更	障害福祉サービス （計画相談支援含む） 地域生活支援事業	受付日の属する月の翌月1日、または受付月の1日から （2人派遣等は除く） ＜例外＞ 短期入所の日数変更は受付月から変更可能																				
<u>負担額</u> <u>変更</u>	<u>障害福祉サービス</u> <u>地域生活支援事業</u>	<u>受付日の属する月の翌月1日</u>																				
追加	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所	受付日から7日以降の希望の日 （2人派遣等は除く）																				

生活介護、療養介護、施設入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	受付日から7日以降の希望の日 (ただし、事業所の受入れが可能な場合のみ)
計画相談支援、就労定着支援	受付日から (ただし、受付日以降で様式18号に希望の日の記載がある場合は、希望日から)

【注意】

ただし、訪問調査等の結果、上記表のとおりとならない場合があります。

下線追加
取消線削除

第1章 支給決定の基本的な取扱い

9 支給決定基準に基づく支給量について

Q3 生活介護事業と就労継続支援B型の併給は可能ですか。その際にはどんなことに注意すれば良いですか。

【回答】 併給は可能です。ただし、同一法人の事業所を利用すること及び2つの事業の通所日が重複することは認められていません。また原則日数のルールにも気をつけてください。

日中活動事業の併給の可否について、原則は以下の表のとおりです。

	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	※一般就労企業等での雇用
自立訓練		○	○	○	○	⊖原則×
就労移行支援			×	×	○	原則× ※2
就労継続支援A型				⊖×	○	原則× ※1
就労継続支援B型					○	原則× ※1
生活介護						⊖原則×

※1— 就労継続支援は、一般就労が困難な方に対し必要な訓練を行う支援です。しかし、一般就労を短時間・短期間からフルタイムへと伸ばしていくためや、継続していくという目的を持って、そのために訓練や体力づくりを必要とするのであれば、就労継続支援をどのように活用し、いつごろをめどに目的達成に持っていくのかを計画（セルフプランを含む）の中で明確にしてください。漫然と長期にわたって決定することは認めていません。

一方で、一般就労を継続していくための日常的な相談や生活支援、日常生活能力の訓練については、自立訓練や生活介護という形で、一般就労との併給を認めています。

※2— 利用者が就労支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。ただし、利用者の状態によって、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、**改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り**、就職した後も**新たに就労移行支援を利用**することを可能とします。（令和元年11月5日付け障発1105第1号障害福祉課長通知）

—<支給決定を行うにあたり、勘案する事項>

- ①就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ②働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならないか。
- ③他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

—【参考】障害福祉サービスに係る Q&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡平成19年12月19日）—

—問8— 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することができるか。

—(答)—

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。
2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に**日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから**、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。

①一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

※一般就労と日中活動サービスの併用について

一般就労中においては、原則として、日中活動サービスの利用は想定されていません。ただし、一般就労先の企業において他の事業所に通うことが認められたうえで、一定の要件を満たす場合には、個々の状況に応じて支給決定を行うことも可能です。令和6年度報酬改定により、利用目的により具体的に下記の要件が示されています。

(1) 休職期間中の利用

【対象者】

休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

【利用要件】

次の①～③の全ての要件を満たす場合に利用できるものとする。(書類にて確認)

①当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合または困難である場合 (※1)

②休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、障害福祉サービスによる復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合 (※1)

③休職中の障害者にとって、障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

※1 下記書類により確認

<u>作成者</u>	<u>書類</u>
<u>雇用先企業</u>	<u>当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類</u>
<u>休職に係る診断をした主治医</u>	<u>当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類</u>
<u>相談支援事業所(申請者)</u>	<u>地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職</u>

支援が見込めないことを示す書類。

(※セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。)

【支給決定期間・利用可能期間】

支給決定期間：6ヶ月以内。

利用可能期間は、企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする。

(2) 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする利用（※2）

【対象者】

企業等での働き始めに、概ね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合（通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの）

【利用条件】

次の①～③を全て満たした場合に利用できるものとする。

- ①就労系福祉サービスの一時的な利用の前に就労系福祉サービスを利用しており、就職後も引き続き同一の事業所において就労系福祉サービスの利用を必要としている場合
- ②企業等から、就労系福祉サービスの一時的な利用のため、就労系福祉サービスの事業所への通所が認められている場合
- ③勤務時間の延長を図るために就労系福祉サービスの一時的な利用が必要であると市町村が認めた場合

※利用者に係るサービス等利用計画等において、段階的に概ね週10時間以上20時間未満から勤務時間を増やすことが記載

【利用期間】

原則、3ヶ月～6ヶ月以内

※延長が必要な場合は、合計1年まで延長可能。

(3) 概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合（※2）

【対象者】

就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安として一般就労した者

【利用条件】

- ①～③を踏まえ、就労移行支援の利用が必要であると市が判断した場合、支給決定を行う。
- ①就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。

- ②働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
 ③他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

【利用期間】

就労移行支援の標準利用期間（2年間・最大で3年間）

（4）概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合（※2）

一般就労に移行した利用者が、短期間雇用の場合、当該就労を行わない日や時間に日中活動サービスを利用。

【対象者】

企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している利用者（通常の事業所に雇用されることが困難な障害者）

【利用条件】

- ①～②全てを満たす場合に利用できるものとする。
 ①一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合
 ②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

【利用期間】

特段の定めなし

※2 上記（2）から（4）に該当する方は、申請の際に下記書類の提出が必要

作成者	書類
雇用先企業	雇用契約書および、勤務時間証明書（勤務時間の確認できる書類）

下線追加
取消線削除

第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者

(1) 居宅介護

Q8 精神障害者のホームヘルプサービスにおける家事支援の考え方はどうなりますか。また、他の障害はどのように考えれば良いですか。

回答 国の Q&A によると「一緒に家事を行うと言っても、ただ傍らに立って見守っているだけであれば家事援助になるだろうし、ヘルパーが利用者に手を添えて家事を一緒に行うということであれば身体介護とみなすことが可能である」となっています。支給決定においては対象者の状況に十分配慮し、支援目的と照らし合わせてどのような業務（関わり）が中心になるかで判断することとなります。精神障害者以外に行う家事支援は、家事援助とみなします。精神障害者に関わらず、利用者と共に行う自立支援のためのものであれば、算定可能となります。ただし、要件があります。

※身体介護（共同実践）について

利用者の有する能力に応じ、社会復帰・自立・社会経済活動の参加等ができるよう、日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが家事の代行ではなく、家事(家事援助における掃除・調理・洗濯・買い物等の支援)を利用者とともに行います。

サービス更新時には必ずサービス内容を見直し、恒常的に身体介護（共同実践）の決定は行わないものとします。共同実践を行っても、能力の向上が見込まれない場合は、家事援助に戻したり、他の適切なサービスに変更を行うものとします。

【対象者】

・居宅介護利用対象者
・障害支援認定調査項目のうち「調理」「掃除」「洗濯」が「支援が不要」以外と認定されている

【利用要件】

原則、計画相談支援の支給決定を受けている必要がありますが、居宅介護事業所より「身体介護（共同実践）にかかる理由書」(※1)の提出があった場合、セルフプランでも可能

※1 「身体介護（共同実践）にかかる理由書」への記載事項

- 作成日 事業所名 作成者氏名
- 利用対象者氏名及び生年月日（年齢）・性別
- 利用対象者の状態像
- 共同実践を行う具体的支援内容（支援する家事援助の内容に応じて）
- 目標期間
- 利用者の署名

<p>下線部追加 別途様式追加</p>	<p>第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者 (2) 重度訪問介護</p> <p><u>重度訪問介護における同行支援について</u> 障害支援区分6の利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うもの。</p> <table border="1" data-bbox="327 627 1476 1377"> <tr> <td><u>対象者となる利用者</u></td> <td>障害支援区分6の重度訪問介護利用者</td> </tr> <tr> <td><u>時間数</u></td> <td> <p>新任従業者(※1)毎に120時間以内</p> <p>(※1)新任従業者 ・重度訪問介護事業所に新規で採用された従業者。ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。 ・重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援が初めての従業者</p> </td> </tr> <tr> <td><u>人数</u></td> <td>一人の利用者につき、年間3人までの新任ヘルパーまで算定可能</td> </tr> <tr> <td><u>提出書類</u></td> <td> <p>(1)重度訪問介護同行支援申請書 (2)雇用契約書(新規従業者の場合のみ)</p> <p>※申請の種類に応じて、別途申請書類等が必要になります。 詳細は、P60「必要書類まとめ(チェックリスト)」をご確認ください。</p> </td> </tr> </table>	<u>対象者となる利用者</u>	障害支援区分6の重度訪問介護利用者	<u>時間数</u>	<p>新任従業者(※1)毎に120時間以内</p> <p>(※1)新任従業者 ・重度訪問介護事業所に新規で採用された従業者。ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。 ・重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援が初めての従業者</p>	<u>人数</u>	一人の利用者につき、年間3人までの新任ヘルパーまで算定可能	<u>提出書類</u>	<p>(1)重度訪問介護同行支援申請書 (2)雇用契約書(新規従業者の場合のみ)</p> <p>※申請の種類に応じて、別途申請書類等が必要になります。 詳細は、P60「必要書類まとめ(チェックリスト)」をご確認ください。</p>
<u>対象者となる利用者</u>	障害支援区分6の重度訪問介護利用者								
<u>時間数</u>	<p>新任従業者(※1)毎に120時間以内</p> <p>(※1)新任従業者 ・重度訪問介護事業所に新規で採用された従業者。ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。 ・重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援が初めての従業者</p>								
<u>人数</u>	一人の利用者につき、年間3人までの新任ヘルパーまで算定可能								
<u>提出書類</u>	<p>(1)重度訪問介護同行支援申請書 (2)雇用契約書(新規従業者の場合のみ)</p> <p>※申請の種類に応じて、別途申請書類等が必要になります。 詳細は、P60「必要書類まとめ(チェックリスト)」をご確認ください。</p>								
<p>QAの追加</p>	<p>第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者 (2) 重度訪問介護</p> <p>Q21 就労中に重度訪問介護、同行援護、行動援護は利用できますか。</p> <p>回答 利用はできません。ただし、東大阪市重度障害者等就労支援事業を利用することで、重度の障害がある方が就労する場合、通勤の支援や職場などでの身体介護等を受けることができます。(※就労継続支援A型・B型事業所での就労は対象外)</p> <p>利用される方の就労状況によって、申請手続きの流れが異なります。すでに働いている方も、これから新たに働く方も、まずは障害福祉認定給付課までご相談ください。</p>								

QAの追加
別途様式追加

第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者

(6) 生活介護

Q24 令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴う生活介護における「入浴支援加算」および「喀痰吸引等実施加算」について教えてほしい。

回答 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケアの体制の充実が図られ、生活介護において「入浴支援加算」および「喀痰吸引等実施加算」が創設されました。要件、必要書類等については、以下の(表1)(表2)をご確認ください。

(表1)入浴支援加算における支給決定基準および必要書類

要件	いずれかの医療行為を必要とする状態である者	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者
必要書類	①様式第1号 ②様式集②⑥：障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（基本スコア部分のみ記載）※1	①様式第1号のみ
決定基準	「基本スコア」にて確認。 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であることが確認できた対象者に対し、支給決定を行う。 <u>※医師、事業所に配置された看護職員への聞き取りにより事業所で判定可能。</u>	重症心身障害者（療育手帳A&身体障害者手帳の肢体不自由1、2級が重複している者）に対し、支給決定を行う。

(表2)喀痰吸引等実施加算における支給決定基準および必要書類

要件	スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者かつ喀痰吸引等が必要な者
提出書類	・様式第1号 ・障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（基本スコア部分のみ記載）※1
決定基準	「基本スコア」にて確認。 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であることが確認できた対象者に対し、支給決定を行う。 <u>※医師、事業所に配置された看護職員への聞き取りにより事業所で判定可</u>

	<p>能。</p> <p>※1 スコア表について (「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて Vol.2」 R3.5.19 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)</p>
<p>QA の追加</p>	<p>第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者</p> <p>(18) 共同生活援助</p> <p>Q39 共同生活援助（グループホーム）住居内で、居宅介護又は重度訪問介護を利用することはできますか。</p> <p>回答 原則、利用することができません。ただし、以下に該当する場合は利用することができます。（個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）令和9年3月31日までの経過措置）</p> <p><u>(i) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける入居者</u> グループホーム利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者であって、区分4以上の利用者が、グループホーム内でグループホームの従業者以外の居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、居宅介護又は重度訪問介護の支給決定が可能。</p> <p><u>(ii) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける入居者</u> グループホーム利用者のうち、区分4以上の利用者が、グループホーム内でグループホームの従業者以外の居宅介護（身体介護に限る）の利用を希望し、次の要件のいずれにも該当する場合、居宅介護（身体介護に限る）の支給決定が可能。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること 2 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること

下線部追加	<p>第3章 支給決定に関する運用上の注意</p> <p>1 非定型の支給量の支給決定</p> <p>個々の障害のある人の事情によって、支給決定基準に基づく支給量では、実際に必要とするサービスとの間に乖離がある場合は、非定型ケースとして審査会に意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。審査会にかけるときには、利用者や家族、サービス提供事業者、委託相談もしくは相談支援事業所及び障害福祉認定給付課担当職員とでカンファレンスを行い、その必要性及び必要量が資料として必要となります。(様式集⑱-1、⑱-2)</p> <p>申請前に、まずは障害福祉認定給付課までご相談ください</p>								
下線部追加 取消線削除	<p>第3章 支給決定に関する運用上の注意</p> <p>2 介護保険制度との適用関係</p> <p>②介護保険サービス相当があっても、障害福祉サービスでの支給量が、介護保険サービスでは区分限度額の制約から確保できない場合は、障害福祉サービスを支給することが可能です(上乗せ)。本市では、次の要件のすべてを満たす方を対象者相当と考えています。<u>申請前に、まずは障害福祉認定給付課までご相談ください</u></p> <p style="text-align: center;">○65歳到達前に次のサービスを受けており、当該サービスを引き続き受ける場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; text-align: center;">サービス</th> <th style="text-align: center;">障害福祉サービスの決定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">居宅介護・重度訪問介護</td> <td> <p>65歳の誕生日の属する月の2カ月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p> <p>ただし、次の方は介護上乗せの決定が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>介護保険で自己負担が発生している方(直近の実績等で確認します)</u> <p>※支給量は、65歳以前の支給量から介護保険で利用する時間を除いた時間を勘案して決定する。なお、居宅介護は、20時間の範囲内で決定します。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活介護</td> <td> <p>65歳の誕生日の属する月の2か月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短期入所・共同生活援助 (生活介護) (介護保険適用除外施設に入所中の)施設入所・療養介護</td> <td> <p>介護保険サービスに相当する場合であっても、利用者の障害特性や支援の程度(医療的ケアなど)によっては介護保険施設等での対応が困難な場合が想定されます。その場合には、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	サービス	障害福祉サービスの決定	居宅介護・重度訪問介護	<p>65歳の誕生日の属する月の2カ月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p> <p>ただし、次の方は介護上乗せの決定が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>介護保険で自己負担が発生している方(直近の実績等で確認します)</u> <p>※支給量は、65歳以前の支給量から介護保険で利用する時間を除いた時間を勘案して決定する。なお、居宅介護は、20時間の範囲内で決定します。</p>	生活介護	<p>65歳の誕生日の属する月の2か月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p>	短期入所・共同生活援助 (生活介護) (介護保険適用除外施設に入所中の)施設入所・療養介護	<p>介護保険サービスに相当する場合であっても、利用者の障害特性や支援の程度(医療的ケアなど)によっては介護保険施設等での対応が困難な場合が想定されます。その場合には、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。</p>
サービス	障害福祉サービスの決定								
居宅介護・重度訪問介護	<p>65歳の誕生日の属する月の2カ月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p> <p>ただし、次の方は介護上乗せの決定が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>介護保険で自己負担が発生している方(直近の実績等で確認します)</u> <p>※支給量は、65歳以前の支給量から介護保険で利用する時間を除いた時間を勘案して決定する。なお、居宅介護は、20時間の範囲内で決定します。</p>								
生活介護	<p>65歳の誕生日の属する月の2か月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p>								
短期入所・共同生活援助 (生活介護) (介護保険適用除外施設に入所中の)施設入所・療養介護	<p>介護保険サービスに相当する場合であっても、利用者の障害特性や支援の程度(医療的ケアなど)によっては介護保険施設等での対応が困難な場合が想定されます。その場合には、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。</p>								

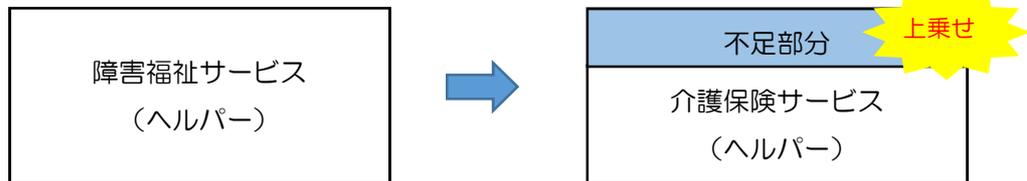
○65歳以降に初めて障害福祉サービスを利用する方

※次のすべての要件を満たす必要があります。

- 四肢全てに障害がある（全身性障害）方^{*}で、身体障害者手帳の総合等級が1級の方
- 介護保険が要介護4または5の方
- 介護保険で自己負担が発生している方（直近の実績等で確認します）
- 介護保険で訪問系のサービス（訪問リハビリと訪問入浴を除く）を5割以上利用している方
- 居宅介護または重度訪問介護の対象となる方

※身体障害者手帳の内容及び、医師意見書において判断します。

※身体障害者手帳の要件を満たしていない方は、受付上乘せできませんのでご注意ください。



③介護保険の要介護認定が「非該当」の場合、障害福祉サービスでの利用が可能です。ただし、サービス更新の度に介護認定を受け「非該当」の決定を受けていただくことが必要です。



~~④65歳到達前にサービスを受けていた場合、引き続き受けられるサービスがあります。~~

サービス	障害福祉サービスの決定
居宅介護・重度訪問介護	<p>65歳の誕生日の属する月の2ヵ月後の末日まで有効 （2ヵ月の間に介護保険に移行していただきます） ただし、次の方は介護上乘せ（前記②）の決定が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害支援区分6で200時間を超えて支給決定を受けている方 ● 介護保険の要介護4または5 ● 介護保険で訪問系サービスが5割超えの方

	<p>生活介護</p>	<p>65歳の誕生日の属する月の2か月後の末日まで有効 (2か月の間に介護保険に移行していただきます)</p>
	<p>短期入所・共同生活援助 (生活介護) (介護保険適用除外施設に入所中の)施設入所・療養介護</p>	<p>介護保険サービスに相当する場合であっても、利用者の障害特性や支援の程度(医療的ケアなど)によっては介護保険施設等での対応が困難な場合が想定されます。その場合には、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。</p>
<p>QAの追加</p>	<p>⑤④利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、申請者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給します。ただし、当該事情が解消されるまでの間に限ります。</p> <p>第3章 支給決定に関する運用上の注意 2 介護保険制度との適用関係</p> <p>Q43. 65歳になりますが、65歳以前から居宅介護、重度訪問介護を継続して利用している場合、どうすればいいですか？</p> <p>回答 65歳の誕生日の属する月の2か月後の末日まで認定期間がありますので、介護保険の申請をしていただき、介護認定を受けていただく必要があります。介護保険給付が優先となりますが、65歳以前の支給量と比較して、介護保険給付で不足する場合は、障害福祉サービスの利用が可能な場合があります。介護保険のケアプラン等を確認のうえ、障害福祉サービスの必要量を検討することになります。</p>	

既存の表を削除
表を追加

第3章 支給決定に関する運用上の注意

4 計画相談支援・モニタリング

(表3) モニタリング実施標準期間(計画相談支援)

		見直し後	
対象者		30年度～	31年度～
新規・変更サービス利用者		1月間 ※利用開始から3ヶ月のみ	
在宅の障害福祉サービス	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)、地域移行支援、地域定着支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		6月間	

	対象者	期間
a	支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1月(毎月)ごと ※利用開始から3月のみ
b	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれもaに掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの ・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的支援が必要な者 ・単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定サービス事業者等との連絡調整が困難である者 ・重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられる者	1月(毎月)ごと
c	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サ	3月ごと

	<p>ービスを利用する者（a及びbに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者（cの下記に掲げる者を除く。） ・以下のサービスを利用する者 <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型)</p>	
	<p>d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者（aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。） ・生活介護、就労継続支援、共同生活援助(介護サービス包括型・外部サービス利用型)、 <p>地域定着支援を利用する者(いずれもa、b及びcに掲げる者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援を利用する者（aに掲げる者を除く。） 	<p>6月ごと</p>
<p>Q&A の追加</p>	<p>第3章 支給決定に関する運用上の注意</p> <p>4 計画相談支援・モニタリング</p> <p>Q51 入院中にモニタリングを行うことはできますか。</p> <p>回答 精神科病院に入院されている方であれば行うことができます。</p> <p>Q52 モニタリングはオンライン（テレビ電話装置等、以下オンライン）でできますか。</p> <p>回答 下記要件をいずれも満たす場合に限り、オンラインを活用した面接が可能です。</p> <p>①利用者が<u>特別地域</u>(※1)に居住し、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅などとの間に<u>一定の距離</u> (※2)があること。</p> <p>②オンラインを活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。</p> <p>(※1) 離島や中山間地域等、特別地域加算の対象地域</p> <p>(※2) 事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上要する距離（交通機関の運行が少ない等、合理的経路かつ最短時間の移動方法を選択した場合の待機時間も含む）</p>	

下線追加 取消線削除	<p>第3章 支給決定に関する運用上の注意</p> <p>7 暫定支給決定について</p> <p>【対象サービス】 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型（※注1）</p> <p>暫定支給決定とは、訓練等給付にかかる障害福祉サービスにおいて行う支給決定で、通常2か月間を暫定支給決定期間とし、その間に事業者は次のことを行います。</p> <ol style="list-style-type: none">① 当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認② 当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行う③ ①②について評価（アセスメント）を行う <p>*本市では暫定支給決定期間を含んだ支給決定を行っています。</p> <p>例) 就労移行支援 平成29令和6年8月1日から平成30令和7年7月31日 うち平成29令和6年8月1日から平成29令和6年年9月30日までは暫定支給決定期間とする。</p> <p>【本支給決定にかかる提出書類】 ※任意様式</p> <ol style="list-style-type: none">①個別支援計画（利用開始時に作成したもの）②アセスメント票（①個別支援計画に基づいて評価したもの）③暫定支給決定期間にかかる評価結果報告 <p>原則、暫定支給決定が終了するまでに東大阪市に提出。</p>
---------------	---